

平成 29 年 4 月 1 日国港総第 534 号  
平成 30 年 4 月 1 日国港総第 638 号  
令和 2 年 10 月 28 日国港総第 376 号  
令和 3 年 4 月 1 日国港総第 658 号  
令和 4 年 4 月 1 日国港総第 753 号  
令和 4 年 12 月 2 日国港総第 484 号  
令和 6 年 4 月 1 日港総第 766 号

### 港湾機能高度化事業費補助金交付要綱

#### (通則)

第 1 条 港湾機能高度化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

#### (目的)

第 2 条 この補助金は、観光立国推進基本計画（令和 5 年 3 月 31 日閣議決定）に掲げる令和 7 年までの目標「訪日クルーズ旅客 250 万人」「外国クルーズ船の寄港回数 2,000 回」「外国クルーズ船が寄港する港湾数 100 港」を達成するため、クルーズ旅客の利便性や安全性の向上及び物流機能の効率化を図るために実施する事業を対象として補助金の交付を行うことにより、クルーズ旅客の受入機能の高度化及び物流の効率化を促進することを目的とする。

#### (定義)

第 3 条 この要綱において、港湾機能高度化事業（以下「補助事業」という。）は、クルーズ旅客の利便性や安全性の向上及び物流機能の確保を図るために実施される事業をいう。なお、補助事業を国際クルーズ旅客受入機能高度化事業と呼称する。

#### (補助対象事業等)

第 4 条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表に定めるものとする。

#### (補助金交付申請)

第 5 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金交付申請書に、補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付し、大臣に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、交付決定通知書を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の額の確定等)

第7条 大臣は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の概算払)

第8条 大臣は必要があると認められるときは、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

(取得財産の管理等)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第10条 補助事業者は、取得財産等を大臣の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助金の経理)

第11条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 補助金交付の申請の取り下げ、補助事業の中止又は廃止、状況報告の提出、実績報告の提出、補助事業に係る残存物件の取扱等については、港湾関係補助金等交付規則（昭和36年6月28日運輸省令第36号）及び港湾関係補助金等交付規則実施要領（昭和43年5月8日港管第814号）を準用するものとする。

(附則)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(附則) (平成 30 年 4 月 1 日国港総第 638 号改正)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(附則) (令和 2 年 10 月 28 日国港総第 376 号改正)

この要綱は、令和 2 年 10 月 28 日から適用する。

(附則) (令和 3 年 4 月 1 日国港総第 658 号改正)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(附則) (令和 4 年 4 月 1 日国港総第 753 号改正)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(附則) (令和 4 年 12 月 2 日国港総第 484 号改正)

この要綱は、令和 4 年 12 月 2 日から適用する。

(附則) (令和 6 年 4 月 1 日国港総第 766 号改正)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表1（第4条関係）

| 補助対象事業者   | 補助対象経費の区分   | 補助率       |
|---|---|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体<br/>(港務局を含む。)</li> <li>・ 民間事業者</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ クルーズ旅客の移動又は手荷物等の搬出入の円滑化に要する経費のうち本工事費、附帯工事費、測量設計費、補償費</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">例：移動式ボーディングブリッジ、屋根付き通路、荷物搬送機器 等</p>  | 1/3<br>以内 |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ クルーズ旅客が利用する旅客上屋等の受入環境改善に要する経費のうち本工事費、附帯工事費、測量設計費、補償費</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">例：待合設備、空調設備、便所設備、荷物搬送設備、上屋の移設又は撤去（※1） 等</p> <p style="margin-left: 40px;">※旅客上屋等とは旅客上屋又はその代替施設（貨物上屋）</p> |           |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ クルーズ旅客の安全性の向上に要する経費のうち本工事費、附帯工事費、測量設計費、補償費</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">例：照明設備、植栽、上屋の移設又は撤去（※1）等</p>   |           |

※1 上屋の移設又は撤去は、クルーズ旅客の利便性や安全性の向上を目的とする事業に限り、単なる老朽化対策を目的とする事業は対象外とする。

（注）

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、確定した時点で減額するものとする。
3. 駐車場及び防塵柵の整備に関する事業を除く。